青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

青森市五本松財産区議会が廃止され、五本松財産区管理会を設置することとなったことから、必要な事項を定めるため所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 青森市財産区管理会設置条例

第2条の設置及び組織に係る規定に「二十三 五本松財産区 委員 七人」 を追加

(2) 青森市五本松財産区特別会計条例 (附則による改正)

財産区議会を設置する財産区の特別会計について規定する「青森市五本松財 産区特別会計条例」を廃止

(3) 青森市財産区特別会計条例(附則による改正)

管理会を設置する財産区の特別会計について規定する青森市財産区特別会 計条例に「四十 青森市五本松財産区特別会計 青森市五本松財産区」を追加

3 施行期日

令和6年4月26日

※現五本松財産区議会議員の任期満了の日(令和6年4月25日)の翌日

≪参 考≫

■五本松財産区議会の廃止

廃止理由	五本松財産区では、貸付等による固定収入がなく予算規模が縮小傾向にある中で、将来的に財産区議会を維持していくことが困難となる状況であり、財産区議会よりも簡素な審議機関である財産区管理会へ移行すべきと判断したことから、 財産区議会を廃止するもの。
廃止手続	地方自治法第295条に基づき、令和5年11月24日開催の五本松財産区議会定例会に県知事が「青森市五本松財産区議会設置条例を廃止する条例」を提案し、可決。 ※施行期日:令和6年4月26日
廃止日	令和6年4月26日